

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18H03161

研究課題名(和文) スポーツ事故をめぐる補償制度の国際比較研究

研究課題名(英文) A Comparative Study on Sports Accident Compensation Systems Around the Globe

研究代表者

川井 圭司 (Keiji, Kawai)

同志社大学・政策学部・教授

研究者番号：50310701

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国際比較の観点からスポーツ事故補償制度のあり方を考察し、日本における課題を明らかにするとともに、新たな制度導入に向けた課題を整理した。そのうえで、被災者の迅速な救済、当事者の過重負担回避、当事者間の対立回避(民事責任をめぐる敵対的訴訟を回避)、事故原因の調査・究明(関係者による協力的な事実認定)、被災者に寄り添い、被災者を主役にする事故防止対策、研究機関との連携、被災者コミュニティとの連携、サポートネットワークの展開を有機的、かつ総合的に機能させる「仮称」スポーツ事故をめぐる補償及び総合支援制度」の提案に繋げた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、無過失補償による被災者救済、また総合的な側面からの被災者支援、さらには当事者・関係者らによる協力的な原因究明を可能とし、効果的で実質的な事故防止につなげ、ひいては国民が安心してスポーツに従事することができる環境整備の一助となる。本研究で示した統一かつ画一的な補償と原因究明、被災者の支援を実施していくことで、被害者救済、当事者を包摂した事故の原因究明、事故防止を相互に関連付け、それぞれが有機的に機能する仕組みとする。これにより連帯、尊重、友愛を謳うスポーツの価値に立脚しつつ、スポーツ・フォー・オールの実現が期待される。

研究成果の概要(英文)： In this study, we examined the sports accident compensation system from the perspective of international comparison, clarified issues in Japan, and summarized issues for the introduction of a new system. Based on this, it is suggested that the following should function organically and comprehensively. (1) prompt relief for victims, (2) avoidance of excessive burden on the parties involved, (3) avoidance of conflict between the parties (* avoidance of adversarial litigation over civil liability), (4) investigation and investigation of the cause of the accident (* cooperative fact-finding by the parties involved), (5) accident prevention measures that are close to the victims and put them in the lead, (6) collaboration with research institutions, (7) collaboration with the victims' community, and (8) development of a support network. (7) cooperation with the community, and (8) development of a support network.

研究分野：スポーツ法政策

キーワード：スポーツ事故 事故補償 無過失責任 スポーツ保険 災害共済給付 事故防止

1. 研究開始当初の背景

これまで日本では、スポーツ事故の防止について積極的に検討が進められてきたものの、起こりうる事故の補償については十分な検討がなされず、未整備の状況にあった。そのため、事故被災者は不法行為制度（民法 709 条に基づく損害賠償請求）の下での救済に頼るほかなく、このことが当事者間の対立を生み、被災者を孤立させるなど、被災者に対する実質的な救済を困難にし、かつ事故原因の解明を阻む実態がある。また、スポーツ事故をめぐる判決、例えば、社会人サッカーリーグでの衝突事故（東京地判平 28 年 12 月 26 日）、高校サッカー試合中の落雷事故（最判平 18 年 3 月 13 日、高松高判平 20 年 9 月 17 日）、札幌ドームでのファウルボール事故（札幌高判平 28 年 5 月 20 日）においても、不法行為制度による処理の限界が露呈した。被害者（被災者）救済と加害者の負担のバランスを図る、つまり、当事者間で事故のコストを分担する現行の処理については、スポーツの福祉的、教育的意義の観点から、その結果の妥当性に疑念が生じているからである。こうして日本社会において「スポーツ事故のコストを誰が負担すべきか」、そして「事故被災者の救済は誰の責務によって実現されるべきか」について、多角度からの検討が喫緊の課題となっており、この課題解明が本研究の核心となった。

2. 研究の目的

本研究は、スポーツ事故をめぐる適切な補償制度のあり方について考察し、体系的な制度設計に向けた研究基盤の確立を究極的な目的としつつ、以下を課題として研究を進めた。

第 1 に、社会学、福祉政策、医学、民事法、労働法、スポーツ法、スポーツ政策の観点からの多角度分析である。こうした総合・複合的な検討により、各国の制度の背景、社会思想を明らかにすることで、アプローチの本質的意義の解明が可能となる。学校教育を基礎としてスポーツが発展した日本においては過失責任の追及が組織内での孤立を生み、実質的な救済、司法における原因の究明を阻むという事情がある。このことから被災者の救済、そして再発防止への実質的な環境整備には、過失責任とは離れた補償制度の有用性が示されると考えた。

第 2 に、スポーツ事故の当事者、すなわち被災者、被害者、その家族や遺族、加害者および関係者および実務家・研究者との共同研究である。2015 年より継続して開催しているラグビー事故勉強会において「スポーツ事故」をめぐる課題について理論と実務、双方の観点から考察を深めてきた。当該勉強会を本研究と融合し、被災者を含め事故当事者の経験から現行制度の課題を明らかにしたうえで、かつ事故当事者の視点に立った実質的かつ革新的な制度の考案を目的とした。

第 3 に、これまで蓄積してきた国際ネットワークを活用した多角度からの政策課題検討である。ニュージーランド・ラグビーコミュニティに見られる事故被災者ネットワークのように、競技団体における体制や活動について幅広く調査し、同時に各国の事故被災者へのインタビューを実施した。これにより、各補償制度、また事故後のアプローチの課題を明らかにし、被災者の視点に立った補償・支援制度創設の実現を目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、豪州、ニュージーランド、韓国、台湾、日本を対象とし、以下の 7 点を研究課題として、文献研究、実地調査、実務家・研究者による研究討議により、これらを複合的、融合的に検討した。

第 1 に、各国のスポーツ事故をめぐる不法行為制度、賠償責任のあり方の比較検討（文献研究・実地調査）である。アメリカでは、スポーツ事故において加害者の過失責任を免責することで、被災者個人にコスト負担を求める傾向にある。これにより、個人がその責任で保険に加入することが前提となっている。他の国においてもスポーツ事故の過失責任を一定程度免責するなどの取り扱いがされていることについて、その政策的意義を明らかにし、かつ補償のあり方への影響を分析した。

第 2 に、各国におけるスポーツ事故の補償制度に関する比較検討（文献研究・実地調査・研究討議）である。ニュージーランド（以下、NZ）は、事故をめぐる個人賠償制度を廃止し、国家が事故補償を肩代わりする制度を 1970 年代から導入している。また、豪州サウスウェールズ州および台湾では、スポーツ事故補償の責任をスポーツ団体に求める法律がある。これらスポーツ事故補償をめぐる各国の立法や特徴ある制度に着目し、その政策を裏付ける社会背景を探るとともに、制度の長短や課題を明らかにした。

第 3 に、スポーツ事故補償制度を支える社会的・福祉的理念および制度導入の政治的背景の考察（文献研究・実地調査・研究討議）である。スポーツ事故補償制度の全容解明には、各国の社会保障・福祉制度との関係を体系的に考察する必要がある。各国において多様な制度が存在し、またプロ、アマ、学校など、それぞれのフィールドにおいて異なる制度が併存しているものの、それぞれの制度は当該国の社会的・福祉的理念に基づいて形成され、運用されている。これらの制度体系の本質を社会学的アプローチにより解明した。

第4に、事故補償のあり方と事故原因の究明および事故再発防止との関連についての検証(実地調査・研究討議)である。先に述べた通り、NZでは、個人賠償責任が否定されるため、当事者が対立する構図が生まれにくい。このことが事故の原因究明に大きな意義があると考えられる。また、事故の発生が国家財政にダイレクトに影響することから、国としてスポーツ事故防止へのインセンティブが働き、実質的かつ効果的な対策が積極的に採られている。この制度について実態と課題を解明し、スポーツ事故補償をめぐる課題改善の示唆を得た。

第5に、各国におけるスポーツ事故加害者への制裁のあり方の検討(実地調査・研究討議)である。不法行為制度に基づく賠償責任は民事制裁としての意味を持ち合わせている。スポーツ事故をめぐる補償制度の拡充は、結果として民事制裁としての意義を抑制することになるが、そもそもスポーツ事故における当事者が制裁を受けるのはどのようなケースであるべきか、またいかなる制裁が適切かについて、事故の抑止、社会正義または競技団体におけるインテグリティ確保等の観点から、刑事責任、民事責任、行政処分、組織内部の制裁(競技団体・学校等)そして社会的制裁のあり方を整理、分析したうえで、各国におけるアプローチを総合的に考察した。第6に、学校スポーツ、コミュニティスポーツ、企業スポーツ、プロスポーツの社会的位置づけと、各分野における事故補償のアプローチの検討(文献研究・実地調査・研究討議)である。学校事故に関する災害共済給付、コミュニティスポーツにおけるスポーツ安全保険、企業スポーツにおける労災補償制度、プロスポーツにおける公傷制度について、歴史的経緯と社会的背景を明らかにした。

第7に、スポーツ事故当事者へのケア・サポートのあり方についての検討(文献研究・実地調査・研究討議)である。これまでに開催したラグビー事故勉強会では、被災者が様々な意味で孤立する状況が明らかになった。この点、海外では、被災者のコミュニティ、スポーツ事故ホットラインなど、様々な形でのネットワークや情報提供の場が整備されている。そこで、研究対象国における取組の事例を調査、整理し、スポーツ事故当事者へのケア・サポートのあり方を多方面から模索した。

4. 研究成果

研究成果として以下の通り、スポーツ事故に関する提言案をまとめた。

提言案「(仮称)スポーツ事故をめぐる補償及び総合支援制度」

問題認識

2011年のスポーツ基本法2条1項で、いわゆる「スポーツ権」が謳われ、同4項でもスポーツをおこなう者の「心身の健康の保持増進及び安全の確保」を図ること、同14条では国及び地方公共団体に対してスポーツ事故等の防止の努力義務を規定している。しかしながら、スポーツ事故による補償の必要性については触れられていない。また、2022年3月に策定された第3期スポーツ基本計画でも、「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」として、スポーツ事故の防止に関する具体的な施策として、スポーツ安全情報の発信、事故情報の提供や事故防止の研修等の充実を挙げているが、具体的な補償制度の検討など、スポーツ事故をめぐる総合的な施策や踏み込んだ今後の施策目標・計画は示されていない。また、日本におけるスポーツ事故の補償は、当事者による民事の損害賠償責任、学生教育研究災害保険、スポーツ安全保険、災害共済給付制度やスポーツ団体の独自の経済支援(見舞金)制度などがあるものの、いずれも、事故被災者の現状や支援ニーズと補償の時期、補償額等の乖離が甚だしく、事故当事者に偏った負担や犠牲を強いるもので、スポーツの振興と安全・安心の確保のためのバランスの取れた制度とは言い難い。

現行制度の課題と改善に向けたポイント

以上の問題認識に基づき、スポーツ事故をめぐる過失責任主義、危険の引受の範囲、公平なコスト分担と適切な制裁の観点からの検討が望まれる。

1) スポーツ事故と過失責任主義

スポーツには、健康増進に加え、尊重と連帯、さらにコミュニティの結束を増進する社会的意義があり、まさに社会関係資本としての役割が期待されている。ところが重篤事故被災者の救済をめぐることは、こうしたスポーツの社会的意義に悖る状況が生み出されている。重篤事故被災者が、十分な救済を得るためには民事訴訟において関係者の過失責任を問わなければならないが、このことが、当事者の対立、被災者の孤立を生む原因となり、救済されるべき被災者に身体的かつ精神的な負担を強いることになる。さらに民事訴訟においては、本人の責任回避とともに相手方の過失責任の追及が主眼となり、相手方などの協力が得られず実質的な原因究明を妨げる要因にもなっている。

こうした観点から、重篤事故のコストについて当事者のみの負担とせず、コミュニティによる分担、被災者への寄り添い、原因究明と再発防止に向けた当事者、関係者、そしてコミュニティの関与を後押しし、またスポーツコミュニティや国民のウェルビーイングに資する制度設計が求められるのである。

2) 危険の引受の範囲

危険の引受は、当該スポーツで通常発生する事故のリスクを参加者が引き受けるものとすべきであり、これを越えた重篤事故のような場合にあっては参加者の自己責任とする事はやはりスポーツ振興を目指す社会において適切とは言えない。スポーツには一定の不可避的な事故が存在するのであり、偶発的に加害者あるいは被害者のいずれかとなる可能性を孕んでいる。そのことに正面から目を向け、重篤事故についてはそのコストを分散することで、被害者の救済を図るほか、加害者側の過重負担を軽減するなど、それぞれの立場に配慮し、誰ひとり取り残さない安心・安全なスポーツ環境の整備が、スポーツ振興との両面においても求められる。

3) 公平なコスト分担と適切な制裁

上記1)および2)の観点から、スポーツにおける重篤事故について、無過失補償を原則とした事故補償制度の検討が求められる。ただし、故意はもちろん、重大な過失ある当事者については相応の賠償責任を課すことで、モラルハザードを回避し、公平なコスト負担を実現する必要がある。また、スポーツ競技で重篤事故を引き起こした行為に対する適切な制裁の在り方については、刑事責任、民事責任、行政責任、さらにスポーツ上の制裁の観点から総合的に検討されなければならない。この観点から、競技団体の自治におけるスポーツ上の適切な制裁が重要になるとともに、制裁をめぐる適正手続きの保障など、団体のグッドガバナンスの要請は今後さらに高まる。

総合支援制度の内容

以上の観点から、次のような総合支援制度が課題改善の一案となる。

1) 事故補償制度

・被災者の実質的な救済

本制度では、一定の重篤事故を対象として、加害者の過失を問わず一定の給付を実施する。重篤事故被災者にとって迅速な補償が極めて重要であることはいうまでもない。特に脊髄や頸椎損傷においては、事故後3~6カ月以内の治療が症状改善の肝とされており、その間のリハビリに集中できる環境整備、さらに社会復帰に向けた効果的な支援が不可欠となる。また、早期治療による症状改善が実現することで、事故被災者の社会参加における選択肢が広がり、他方、将来的な医療費や介護費用などの削減にも繋がる。

なお補償の対象を重症傷害に限定し、補償額の上限も設定することとする。

・センターへの請求 当事者の対立回避

補償にあたっては無過失補償とし、障害の軽重に応じて一定の金額が支払われる制度を導入し、被害者が加害者に請求するのではなく、「(仮称)スポーツ事故補償・総合支援センター(以下、センターとする)」に対して請求(被害者請求)するものとする。また過失ある関係者は、労災補償制度と同様に、給付額の限度で同一事由に基づく損害賠償責任が免れる建て付けとする。コミュニティ内で当事者の補償をめぐる対立を回避することで、加害者側が被害者側に対して積極的な事故対応を取りやすくなり、双方にとって精神的な負担を軽減することができる。こうして重篤事故による人間関係の破壊を回避し、当事者及び関係者が互いに尊重、連携しながら事故に向き合える環境の整備を目指す。

・公平な負担

スポーツ事故のコストをコミュニティの中で分散するものの、競技ごとにもその危険の高低はあり、メリット制をもとに競技ごとの負担を決定していくことが求められる。

また、非難可能性の低い行為によって生じる重篤事故については、このコストをコミュニティの中で分散することに合理性が認められるが、他方、重大な過失があるような場合にまでもそのコストをコミュニティ内で分担することについては公平な負担の観点から妥当とは言えない。それゆえ、故意又は重過失があったような場合については、センターからの求償により公平な負担実現を目指す必要がある。同様に被災者側に重大な過失があるような場合についても、補償額を減額するなどの調整が適切であると考えられる。これについては実務的な制度設計において改めて検討する必要がある。

・画一的統一的な補償制度

これまでパッチワーク的に併存してきたスポーツ事故保険制度を画一的かつ統一的な補償制度として整備することで、事故の情報が集約・蓄積され、効率的な事故原因の分析や研究を促進させ、実質的な予防に繋がる制度設計を目指す。たとえばニュージーランドでは、国家的な補償制度の下、このモデルを採用し、事故防止に向けた様々なプログラムを開発している。このように、情報集約と分析研究、原因の究明と再発防止に向けた有機的なサイクルを実現するためにも、画一的で統一的な処理を実現するセンターの設立には大きな意義が認められる。

2) 制度の射程

リスクに対する受益者負担、モラルハザードの回避、国家財政への負担軽減などコスト・パフォーマンスの観点からも、総合支援制度が対象とする事故の範囲や限定は必要となる。また、当

該制度の包括性（学校管理下の事故、社会人、トップアスリート、レクリエーション、プロスポーツの全てを扱うか）、さらに種目別の危険度評価基準（格闘技、ボクシング、コンタクトスポーツ、非コンタクトスポーツなどスポーツの種目別の危険度の評価をどのようにすべきか）について検討を要する。

3) 事故調査委員会

これまでスポーツ事故の調査については、事故被災者が所属する学校やチームがそれを担ってきた。しかしながら、事故の多くは、当事者および関係者らが同一のコミュニティに所属していることから、客観的な調査は困難となっている。また、不法行為制度（過失責任主義）との関係で、自らの非を認めることが不利になるとの懸念から事故対応が消極的にならざるをえない状況があった。この点、2016年3月に「学校事故対応に関する指針」が文部科学省から各都道府県教育委員会教育長等に通知され、死亡事故や学校設置者が必要と認めた重篤事故については、学校が主体となって調査することが明記された。これにより、被害児童生徒等の保護者からの要望があれば、学校設置者の判断で中立的な調査委員会を置き、より詳細な調査の実施が可能となった。もっとも、同制度は学校事故に限定され、また学校の判断に委ねられたアドホックな調査となることから、情報の蓄積、分析、事故防止の実質化の点で課題が残る。

総合支援制度では、センターが、被災者への補償（給付）支援、事故調査、分析、事故予防の研究、提言を総合的かつ統括的に担う。また、当該センター内に「（仮称）スポーツ事故調査委員会」を設置し、一定以上の重篤事故が発生した場合には、事故調査委員会によるヒアリングを実施し、一定期間内に報告書をセンターに提出する。当該調査において関係者の過失が認定されたとしても、通常の過失責任は免責とし、センターが無過失による補償を実施する。当該事故補償制度の導入により、重篤事故をめぐる証拠保全は、誰かの責任を問うためのものではなく、正確な原因究明をもとに再発防止を図り、コミュニティの安全を確保するものであるという認識に繋げていく。

4) サポートネットワーク

スポーツによる事故の後、事故被災者やその家族は介護中心の生活やそれに伴う離職、経済的困窮を避けるための訴訟など様々な困難を抱える。また、こうした状況の中で、かつての所属組織やスポーツコミュニティからの離脱を余儀なくされる。

このような重篤事故後に生じる深刻な二次被害に対処するために、同じ事故被災者の立場からピア・サポートの役割を担うサポートネットワークを構築し、具体的に以下の支援等を実施する。

(1) これまでのスポーツコミュニティの関係性を維持することによる本人及び家族を含む心理的支援

(2) 社会復帰や就学・就労支援を目的とした医療や福祉制度等に関する情報共有

(3) 事故被災者と当該スポーツ競技団体との協働による事故防止対策

この取り組みは、重篤事故のリスクが高いラグビーの強豪国であるニュージーランドやイングランドでも行われている。とりわけ(3)の取り組みは、事故被災者へのサポートを行う姿勢を示すだけでなく、重篤事故というリスクにスポーツ競技団体と事故被災者の両者がともに向き合うという関係性が示されており、これは一連のスポーツ事故後に生じる二次被害解決の一端を担うこととなる。

スポーツ事故補償・総合支援制度のもとで、センター、競技団体、サポートネットワークがそれぞれ連携して被災者の支援にあたる。

まとめ

スポーツ事故をめぐる補償及び総合支援制度は、無過失補償による被災者救済、また総合的な側面からの被災者支援、さらには当事者・関係者らによる協力的な原因究明を可能とし、効果的で実質的な事故防止につなげ、ひいては国民が安心してスポーツに関わることができる安心・安全なスポーツ環境の実現を目的としている。センターによる統一的かつ画一的な補償と原因究明、被災者の支援を実施していくことで、以下の点を相互に関連付け、それぞれが有機的に機能する仕組みとする。これにより連帯、尊重、友愛を謳うスポーツの価値に立脚しつつ、アスリートのウェルビーイングの実現を目指すものである。

- 1) 被災者の迅速な救済
- 2) 当事者の過重負担回避
- 3) 当事者間の対立回避 民事責任をめぐる敵対的訴訟を回避
- 4) 事故原因の調査・究明 関係者による協力的な事実認定
- 5) 被災者に寄り添い、被災者を主役にする事故防止対策
- 6) 研究機関との連携
- 7) 被災者コミュニティとの連携
- 8) サポートネットワークの展開

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計33件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 29
2. 論文標題 「スポーツにおける安全と事故対応に関する現在と課題（第2条4項等） - 国際比較の観点からみた日本の事故補償制度」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 38 - 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Matt Nichol & Keiji Kawai	4. 巻 1
2. 論文標題 The Regulatory Space of Baseball: Is Global Regulation Needed to Govern the International Movement of Players?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Sports Law and Governance Journal	6. 最初と最後の頁 47-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.53300/001c.36117	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Matt Nichol & Keiji Kawai	4. 巻 14-1
2. 論文標題 The Regulatory Space of Collective Labour Relations in Australian Team Sports	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 The Australian and New Zealand Sports Law Journal	6. 最初と最後の頁 83-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.3316/informit.202162070587788	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 内海 和雄	4. 巻 43
2. 論文標題 スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究（1/4） 日本，ニュージーランド，イギリス，スウェーデンを対象に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集 = HUE Journal of Humanities, Social and Natural Science	6. 最初と最後の頁 1~14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18996/kenkyu2020430101	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 71巻2号
2. 論文標題 NCAAのリクルーティングをめぐる現状と課題ー大学スポーツにおけるアマチュアリズム	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 体育の科学	6. 最初と最後の頁 114 118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 22巻2号
2. 論文標題 スポーツ界におけるこれからの意思決定：国際的動向にみる「民主的」決定とグッドガバナンスの本質	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社政策科学研究	6. 最初と最後の頁 22 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14988/00027888	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 42号
2. 論文標題 アスリートたちのもう一つの試合場 世界の選手会が闘うなか、日本はどうする？ (後編)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Posse	6. 最初と最後の頁 128 133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 2019年9月号
2. 論文標題 スポーツ(部活動)における暴力	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 月刊生徒指導	6. 最初と最後の頁 24-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 1号
2. 論文標題 2018(平成30)年に出された学校部活動関連判決の考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 スポーツ危機管理研究	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 1号
2. 論文標題 学校・部活動における重大事故事例の分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 スポーツ危機管理研究	6. 最初と最後の頁 17-20
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 第48巻第2号
2. 論文標題 柔道の絞め技により「落とす」行為の違法性に関する考察 福岡「柔道教室指導者による生徒『絞め落とし』事件」判決を受けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本体育大学紀要	6. 最初と最後の頁 113-121
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 Vol.27 No.3
2. 論文標題 スポーツ現場における医療行為の契約と責任 スポーツ競技大会における法的責任との関係で	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本臨床スポーツ医学会誌	6. 最初と最後の頁 630-634
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 Vol.69, No.7
2. 論文標題 『うっかり』は通じないドーピング違反	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 体育の科学	6. 最初と最後の頁 482-486
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 25号
2. 論文標題 選手会・選手委員会の未来像 リーグにおける労使関係の国際動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 30 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 泉水文雄、荒木尚志、川井圭司、多田敏明、中村天江	4. 巻 1523号
2. 論文標題 [座談会]人材獲得競争と法の接点	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 14-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 811号
2. 論文標題 プロスポーツと制限的取引慣行に関する国際比較 - リーグ・球団による選手市場の制限をめぐって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 29-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 1530号
2. 論文標題 スポーツ界のハラスメント問題 - 人間関係と団体のガバナンスにみる日米比較	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 40-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 41号
2. 論文標題 アスリートたしのもう一つの試合場 (前編)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 POSSE	6. 最初と最後の頁 94 - 101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 No10
2. 論文標題 大学スポーツのビジネス化とその副作用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Sports Buisness & Management Review	6. 最初と最後の頁 2 - 4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海和雄	4. 巻 44巻 1号
2. 論文標題 スポーツ事故における障害補償制度の国際比較研究(3/4) スウェーデンを対象に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18996/kenkyu2021440101	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海和雄	4. 巻 44巻2号
2. 論文標題 スポーツ事故における障害補償制度の国際比較研究(4/4) アマチュアリズムと『危険の引き受け』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 5-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18996/kenkyu2021440201	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海和雄	4. 巻 44巻3号
2. 論文標題 ラグビーとイギリス資本主義 スポーツと歴史・社会	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 9-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18996/kenkyu2022440301	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海和雄	4. 巻 45巻1号
2. 論文標題 人間はなぜ、スポーツをするのか(1/2) 直立二足歩行は人体に何をもたらしたのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18996/kenkyu2022450101	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内海和雄	4. 巻 45巻2号
2. 論文標題 人間はなぜ、スポーツをするのか(2/2) スポーツとは何か：本質・構造・機能	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 3-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18996/kenkyu2022450201	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 29
2. 論文標題 スポーツ基本法とスポーツ権の意義 - 今後の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年	6. 最初と最後の頁 16-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 200号
2. 論文標題 学校事故をくり返さないために	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 49-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 387号
2. 論文標題 スポーツとパワハラ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 月刊はらっぱ (子ども情報研究センター)	6. 最初と最後の頁 24-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 47巻2号
2. 論文標題 東大阪アリーナ水泳熱中症事故 精神・身体的障害のある選手への適切な指導に向けて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本体育大学紀要	6. 最初と最後の頁 129-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 4
2. 論文標題 学校・部活動における事故事例の分析 2021年中に出された裁判例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 スポーツ危機管理研究	6. 最初と最後の頁 41 - 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 63
2. 論文標題 ハラスメントと向き合う より良い稽古の環境作りのために	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 合気道探求	6. 最初と最後の頁 64 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 2021/11-12
2. 論文標題 ジュニア期における暴言、暴力、その他のハラスメントが子供に及ぼす影響、その危険性について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Sport Japan	6. 最初と最後の頁 32 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 47号
2. 論文標題 部活動をめぐる事故・体罰と学校安全の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 53-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南部さおり	4. 巻 1824
2. 論文標題 学校～高等学校の年代におけるスポーツ指導死の事例，連載 スポーツ指導における体罰などの不適切対応を防ぐために	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 高校保健ニュース	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計40件（うち招待講演 14件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ団体における民主的ガバナンスの国際比較
3. 学会等名 日本スポーツ法学会夏期合同研究会シンポジウム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ施設の法的責任 - 施設管理を巡る事故責任の根拠と考え方
3. 学会等名 体育施設管理士養成講習会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 スポーツ指導における体罰・パワハラ防止に向けて
3. 学会等名 令和元年度宮城県スポーツ少年団指導者研修会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 児童生徒への体罰・パワハラ・虐待の防止について
3. 学会等名 令和元年度 茨城県運動部活動指導者研修会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 スポーツ活動における反倫理的行為に対する予防・対応方法
3. 学会等名 令和元年度幕別町スポーツ指導者研修会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 運動部活動におけるリスクマネジメント
3. 学会等名 栃木県教育委員会 令和元（2019）年度運動部活動リスクマネジメント研修会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 スポーツの安全指導のために～事故防止・事故後の対応～
3. 学会等名 泉佐野市体育協会設立70周年記念式典（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 大学スポーツのビジネス化とその副作用 - 日本が今、米国NCAAに学ぶべきこと -
3. 学会等名 日本スポーツ産業学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ界におけるこれからの意思決定 - 労働法・競争法・オリンピック憲章の観点から -
3. 学会等名 西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ分野における競争法上の諸問題 - 選手市場の制限を中心に -
3. 学会等名 関西経済法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ施設の法的責任 - 施設管理を巡る事故責任の根拠と考え方
3. 学会等名 体育施設管理士養成講習会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ界のハラスメント - 学校スポーツ・競技団体・オリンピックから考える
3. 学会等名 山城地域スポーツ推進研修会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 学校部活動とリスク
3. 学会等名 関西高等学校職員研修会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 学校部活動における熱中症死亡事故～その実態と当事者との意見交流～
3. 学会等名 第5回スポーツセーフティシンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 スポーツ事故と賠償
3. 学会等名 (公財)日本スポーツ協会公認アーチェリー指導員養成講習会(専門研修)(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 命に関わるスポーツ事故に関する基礎知識～子どもの命を守るために～
3. 学会等名 品川区養護教諭研修会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 教員・指導者としての安全配慮・適切な指導方法
3. 学会等名 岡山県教育委員会・重大事案第三者委員会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 スポーツ指導における安全指導
3. 学会等名 中央区スポーツ指導者養成セミナー（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 先生方に知っておいて頂きたいこと；学校事故対応
3. 学会等名 平成30年度文部科学省・長野県教育委員会「学校事故対応に関する講習会」（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 大学スポーツの日本的経営モデル構築に向けて - “日本版NCAA”の批判的検討
3. 学会等名 日本体育スポーツ経営学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 川井圭司・中村周平
2. 発表標題 スポーツ事故の補償制度 - 重篤事故のコストを誰が負担すべきか -
3. 学会等名 日本体育・スポーツ政策学会関西セミナー
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 プロ化が加速するアメリカ大学スポーツの背景と今後
3. 学会等名 日本スポーツ法学会スポーツ契約等研究専門委員会研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツにおける安全と事故対応に関する現在と課題
3. 学会等名 日本スポーツ法学会シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Matt Nichol & Keiji Kawai
2. 発表標題 Regulating Player Labour Mobility in Baseball: Is a Global Transfer System Needed?
3. 学会等名 ECPR Standing Group on Regulatory Governance Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Keiji Kawai
2. 発表標題 Beijing Winter Olympics 2022: Sports, Law, and Policies Explore critical issues related to the Beijing Winter Olympics 2022
3. 学会等名 China Studies Centre, University of Sydney (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 『スポーツ事故補償及び総合支援制度』の試案
3. 学会等名 日本体育・スポーツ・健康学会 体育・スポーツ政策専門領域シンポジウム
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ事故補償制度の国際比較 - 事故被災者から見る日本の制度」
3. 学会等名 日本スポーツ法学会 『シンポジウム・スポーツ事故補償の課題を考える
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ事故補償制度の国際比較からの検討 - 総合支援制度の創設に向けて
3. 学会等名 日本スポーツ法学会シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 スポーツ界の移籍制限に対する法的アプローチ
3. 学会等名 日弁連第22回弁護士業務改革シンポジウム第8分科会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 子どもの人権の観点からみたスポーツ留学生の問題点
3. 学会等名 日本弁護士連合会人権部人権第一課・日弁連
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 棚村政行
2. 発表標題 コーディネーター・総括「スポーツ事故補償の課題を考える」
3. 学会等名 日本スポーツ法学会・国士舘大学大学院法学研究科合同シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 棚村政行
2. 発表標題 ディスカッション・ファシリテーター「スポーツ事故補償を考える」
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第30回学会大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 フランスにおけるスポーツ保険制度の現状と課題
3. 学会等名 第31回日本体育・スポーツ政策学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 フランスにおけるスポーツ団体保険制度の課題
3. 学会等名 日本体育・スポーツ・健康学会第72回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 スポーツ指導と体罰・ハラスメントの防止について
3. 学会等名 令和4年度日本スポーツ協会公認スポーツ指導者更新研修認定
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 部活における体罰・いじめ・スポーツによる重大事故のリスクを考える
3. 学会等名 茨城県教育委員会・茨城県中学校体育連盟・茨城県高等学校体育連盟 令和3年度運動部活動指導者研修会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 学校部活動における事故とその対応
3. 学会等名 佐賀県教育委員会, 令和3年度 運動部活動指導者研修会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 ジュニア期における暴言、暴力、その他のハラスメントが子供に及ぼす影響、その危険性について
3. 学会等名 日本スポーツ協会 ジュニアスポーツフォーラム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 学校におけるいじめ問題について考える
3. 学会等名 文部科学省・長野県教育委員会、令和4年度学校事故対応に関する研修会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 南部さおり
2. 発表標題 ジュニア期における暴言、暴力、その他のハラスメントが子供に及ぼす影響、その危険性について
3. 学会等名 札幌市スポーツ協会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 川井圭司・中村周平	4. 発行年 2022年
2. 出版社 道和書院	5. 総ページ数 230
3. 書名 「スポーツ事故対応の課題と海外の動向」『スポーツ事故の法的責任と予防 競技者間事故の判例分析と補償の在り方』197-205	

1. 著者名 望月浩一郎・棚村政行・入澤充編著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 道和書院	5. 総ページ数 230
3. 書名 スポーツ事故の法的責任と予防－競技者間事故の判例分析と補償の在り方	

1. 著者名 川井圭司（分担）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 204
3. 書名 「第4章ODA政策におけるスポーツ」『公共政策の中のスポーツ』69-84頁	

1. 著者名 内海和雄（分担）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 204
3. 書名 「スポーツ政策の誕生と変遷 福祉国家と新自由主義の対抗」 『公共政策の中のスポーツ』	

1. 著者名 Nichol, Solomon & Kawai, Contribution writing	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 270
3. 書名 Integrity and corruption in sport: Lessons from Japan and match-fixing in sumo, Restoring Trust in Sport: Corruption Cases and Solutions	

1. 著者名 南部さおり	4. 発行年 2019年
2. 出版社 春陽堂書店	5. 総ページ数 335
3. 書名 反体罰宣言 日本体育大学が超本気で取り組んだ命の授業	

1. 著者名 川井圭司（共著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 266
3. 書名 スポーツ法のファーストステップ	

1. 著者名 スポーツ問題研究会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 民法法研究会	5. 総ページ数 275
3. 書名 Q&Aスポーツの法律問題：プロ選手から愛好者までの必修知識	

1. 著者名 川井圭司（分担）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 創文企画	5. 総ページ数 184
3. 書名 スポーツ・エクセレンス	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	内海 和雄 (Uchiumi Kazuo) (00092619)	一橋大学・その他部局等・名誉教授 (12613)	
研究 分担者	南部 さおり (Nanbu Saori) (10404998)	日本体育大学・スポーツ文化学部・教授 (32672)	
研究 分担者	向山 昌利 (Mukoyama Masanori) (10733785)	流通経済大学・スポーツ健康科学部・准教授 (32102)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	棚村 政行 (Tanamura Masayuki) (40171821)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	
研究分担者	齋藤 健司 (Saito Kenji) (80265941)	筑波大学・体育系・教授 (12102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
オーストラリア	Victoria University	CQUniversity	Melbourne Law School	